

令和8年度 第1回たつの市地域公共交通会議 議事録

1 日 時 令和8年6月25日(木) 午後2時～午後3時

2 場 所 たつの市役所 新館4階 災害対策本部兼大会議室

3 出席者 委員：21名

役 職	団 体 名 等	氏 名
会 長	たつの市連合自治会 理事	高原 養充
副会長	たつの市老人クラブ連合会 副会長	井上 末廣
委 員	たつの市観光協会 副会長	岩村 研也
	たつの市商工会 筆頭理事	井河原 良二
	たつの市PTA協議会 副会長	富田 裕之
監 事	たつの市交通安全連絡協議会 監事	吉川 加代子
委 員	公募委員(龍野)	福田 義道
	公募委員(新宮)	西村 洋二
	公募委員(揖保川)	古寺 恭子
	公募委員(御津)	大西 正清
	神姫バス株式会社 姫路営業所 所長	竹内 宏
	株式会社ウイング神姫 業務部部长	日下部 達也 (代理：次長 藤本 直人)
	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 兵庫支社 副支社長	石澤 剛士 (代理：主査 大内 政毅)
	神姫バス労働組合 副執行委員長	小幡 修司
	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 道路管理第二課	田中 大道
	兵庫県西播磨県民局 龍野土木事務所 所長	吉田 圭介
	兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所 所長補佐	木下 長茂
	たつの市議会 総務生活常任委員会 委員長	山本 俊一郎
	たつの市副市長	内田 裕康
	たつの市福祉部 部長	石原 重雄
	たつの市都市建設部 部長	井口 秀稔
オブザーバー	兵庫県交通政策課 主査	河南 達也
	上郡町地域振興課 課長	深澤 寿彦

事務局：8名

役 職	団 体 名 等	氏 名
事務局	たつの市企画財政部長	神尾 尚武
	たつの市企画財政部 企画政策課 課長	杉本 典彦
	たつの市企画財政部 企画政策課 副主幹	原 永典
	たつの市企画財政部 企画政策課 主査	伊達 由里子
	たつの市御津総合支所 地域振興課長	小西 善浩
	たつの市新宮総合支所 地域振興課長	内海 満忠
	たつの市揖保川総合支所 地域振興課長	正田 晴彦

4 欠席者 委員：4名

役 職	団 体 名 等	氏 名
委 員	公益社団法人 兵庫県バス協会 専務理事	新屋敷 昭一
	一般社団法人 兵庫県タクシー協会 理事 (赤とんぼ交通株式会社 代表取締役)	河合 利宜
	国土交通省神戸運輸監理部 兵庫陸運部 首席運輸企画専門官	栞原 岳志
	たつの警察署 交通課長	青木 真人

5 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 会長の選任について
- 4 協議事項
 - (1) 令和7年度事業報告及び歳入歳出決算報告について
 - (2) 令和8年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について
 - (3) 第2次たつの市地域公共交通計画の令和7年度実施状況の確認及び評価・検証について
 - (4) 第3次たつの市地域公共交通計画（案）の策定について
 - (5) 令和8年度地域公共交通確保維持事業補助金（車両減価償却補助）の計画変更について
 - (6) 令和9年度地域間幹線系統確保維持計画（案）の策定について
 - (7) 令和9年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の策定について
 - (8) 路線バス「龍野～山崎」線、「新宮駅～山崎」線、「新宮駅～SPring-8」線における路線再編について
 - (9) 佐用町運営有償運送『三日月～播磨科学公園都市線』の更新登録に係る審議依頼について
- 5 報告事項
 - (1) 市民乗り合いタクシーの区域外運行実証実験について
 - (2) 相生～西後明～SPring-8 線の地域公共交通確保維持事業活用系統に係る申し入れについて
- 6 閉会

6 配布資料

- ・ 次第
- ・ 令和8年度たつの市地域公共交通会議委員名簿
- ・ 令和7年度 事業報告及び歳入歳出決算報告について（協議事項1）
- ・ 市民乗り合いタクシーの利用状況について（令和8年3月末時点）（協議事項1別冊1）
- ・ コミュニティバスの利用状況について（令和8年3月末時点）（協議事項1別冊2）
- ・ 播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス
「てくてくバス」の利用状況について（令和8年3月末時点）（協議事項1別冊3）
- ・ 令和8年度 事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について（協議事項2）
- ・ 第2次たつの市地域公共交通計画の令和7年度実施状況の確認及び評価・検証について（協議事項3）
- ・ 第3次たつの市地域公共交通計画（案）の改訂の概要（協議事項4）
- ・ 令和8年度地域公共交通確保維持事業補助金（車両減価償却補助）の計画変更について（協議事項5）
- ・ 令和9年度 地域間幹線系統確保維持計画（案）の策定について（協議事項6）
- ・ 令和9年度 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の策定について（協議事項7）
- ・ 路線バス「龍野～山崎」線、「新宮駅～山崎」線、「新宮駅～SPring-8」線における路線再編について（協議事項8）
- ・ 佐用町運営有償運送『三日月～播磨科学公園都市線』の更新登録に係る審議依頼について（協議事項9）
- ・ 市民乗り合いタクシーの区域外運行実証実験について（報告事項1）
- ・ 相生～西後明～SPring-8線の地域公共交通確保維持事業活用系統に係る申し入れについて（報告事項2）

7 議事録

1 開 会

事務局：定刻になりましたので、ただ今から令和8年度第1回たつの市地域公共交通会議を開会いたします。私は、本日、司会を務めます たつの市企画財政部企画政策課の杉本でございます。よろしくお願いいたします。開会に先駆けまして、追加での協議事項ならびに報告事項がありますので、資料を机上配付させていただいております。変更した次第にそって会議を進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは開会に当たりまして、山本市長からごあいさつを頂戴します。

市長：本日は、令和8年度第1回たつの市地域公共交通会議を開催いたしましたところ、委員の皆様におかれましてはご多用の中、ご出席賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、全国的な公共交通の運転手不足の問題は依然として続いており、本市においても、将来にわたり、公共交通を維持・継続していくためには、より効率的な運行が求められているところです。

このような状況ではございますが、市内での通院や買い物などの日常生活における交通手段として運行しております市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」では、新宮区域から龍野東

区域への区域外運行実証実験を5月より実施、市内の南北の交流を支える幹線として運行している「コミュニティバス」においては、今年度中にバスロケーションシステムを導入する等、利便性の向上に向けた取り組みを実施しています。

今後も、本市といたしましては、ＪＲ・路線バス・タクシー・コミュニティバス・市民乗り合いタクシー等が連携した交通ネットワークにより、市民の誰もが利用しやすい、持続可能な輸送サービスの確保に、委員の皆様方とともに、取り組んでまいります。

委員の皆様におかれましては、本会議におきまして、たつの市の公共交通がより良い方向に向かうよう、忌(き)憚(たん)のないご意見とご提言をお願いする次第でございます。

最後になりましたが、本日ご出席の皆様の、今後ますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、次第２の「委嘱状の交付」に移ります。今回新たに委員として委嘱されます方に、山本市長から委嘱状を交付いたします。

(新規委員への委嘱状の交付)

事務局：続きまして。次第３の「会長の選任について」に移ります。

昨年度まで、たつの市地域公共交通会議の会長を務められました連合自治会の真田様が令和４年４月をもって委員の交代があったことから、新たに会長の選任が必要となっています。たつの市地域公共交通会議規約第５条第１項に「交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する」とありますが、いかがいたしましょうか。

委員：連合自治会の高原委員にお願いしたいと思います。

事務局：ただいま、井上副会長から会長に高原委員との声をいただきましたが、皆さまいかがでしょうか。

一同：異議なし

事務局：それでは、(満場一致で)会長は高原委員に決しました。それでは、高原委員におかれましては、席の移動をお願いします。

また、高原会長より、ご挨拶をお願いします。

会長：ただ今、会長のご承認をいただきました、たつの市連合自治会の高原でございます。

私は今回初めて、この地域公共交通会議に出席させていただきまして、公共交通に関しては分からない事がたくさんございます。このような私に、会長という大役が務まるかどうか、大変不安な点もございますが、委員の皆様のご協力を得て、頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

さて、これまでは、公共交通を利用する側として、こういった公共交通があればいいな、とか、こうしたほうがもっと便利になるな、といったことを考えておりました。

これからは、公共交通をより良くしていく側として、そういった利用者からの目線を大切にしていきたいと考えております。

本会議は、本市のこれからの地域公共交通の方向性を示していく大変重要な会議であると認識しております。委員の皆様におかれましては、どうか忌憚のないご意見をいただき、本市の公共交通の今後のあるべき姿をご検討いただきますようお願いいたします。

どうぞ、よろしくお願い致します。

事務局：ありがとうございました。

山本市長におきましては、この後、他に公務がございますので、勝手ながら退席させていただきます。ご容赦のほどよろしくお願い申し上げます。

事務局：それでは協議事項に入ります前に、会議の成立状況を確認いたします。

委員 25 名のうち、本日の出席は 21 名、うち委任状の提出 4 名で出席が半数に達しておりますので、規約第 6 条の規定によりまして、この会議は成立していることをご報告いたします。それでは、次第 4 の「協議事項」に移ります。

ここからの議事進行につきましては、規約第 6 条の規定により会長にお願いいたします。

会長：それでは、次第に沿って進めさせていただきますので、円滑な議事進行ができるよう、皆さまのご協力をお願いいたします。

それでは、協議事項の「(1) 令和 7 年度事業報告及び歳入歳出決算報告について」、事務局より説明をお願いします。

(1) 令和 7 年度事業報告及び歳入歳出決算報告について

事務局：令和 7 年度事業報告についてご説明いたします。

資料の 1 頁をご覧ください。実施した事業として 4 点挙げております。

1 つ目は、市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の運行です。

市内での買い物や通院等の日常生活における移動を支える公共交通として運行しています市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」ですが、昨年度の利用者数が 6 万 6,241 人、前年度と比較して 3,555 人の増加となっており、運行開始以降 2 番目に多い利用者数となっております。

区域別では、龍野東区域、龍野西区域、揖保川区域の利用者数は増加しておりますが、新宮区域、御津区域での利用者数が減少しております。

詳しい利用状況につきましては、お手元に別冊で「市民乗り合いタクシーの利用状況について」として本年 3 月末時点での利用状況をお配りしていますので、ご覧いただければと思います。

事業報告の 2 つ目のコミュニティバスの運行、3 つ目の播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの運行につきまして、昨年度の乗車人数は、コミュニティバスでは 9 万 6,175 人、前年度と比較して 9,850 人の増加、圏域バスでは 2,357 人、前年度と比較して 730 人の減少となっております。

コミュニティバスについては、通勤・通学時間帯における混雑の緩和を図るため、特に利用者が集中している 1 系統について車両の大型化を実施したこともありますが、過去最大の利用者数となりました。

こちらも詳しい利用状況につきましては、別冊で「コミュニティバスの利用状況について」、また「播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス「てくてくバス」の利用状況について」として利用状況をお配りしていますので、ご覧ください。

事業報告の 4 つ目のモビリティ・マネジメントの実施につきましては、浄教寺（お寺さん）を対象に、公共交通の利用を意識付けする取り組みとして、出前講座を行いました。

2 頁から 3 頁には、令和 7 年度中の会議の開催状況を掲載しています。

続きまして、令和 7 年度の歳入歳出決算についてご説明します。資料の 4 頁をご覧ください。

収入につきましては、たつの市からの負担金1億765万2,000円、国からの補助金745万4,000円、前年度繰越金、雑入等、あわせて収入合計1億7,267万8,281円です。

支出につきましては、会議費27万4,320円、事務費450万9,679円、主に予約センター運営に係る電話料金、無線機の通信料等でございます。事業費1億2,280万4,363円、これはデマンド交通運行事業者への委託料、オペレーター賃金、運行システム委託料、地域公共交通計画推進業務委託料です。支出合計1億2,758万8,362円、収入合計額から支出合計額を引いた4,508万9,919円を次年度へ繰り越します。

なお、5頁のとおり、5月29日に監事の吉川委員に会計監査を行っていただいておりますことをご報告いたします。

以上で説明を終わります。

会長 : 令和7年度歳入歳出決算については、資料5頁のとおり、5月29日に監事の吉川委員により会計監査を実施していただいております。

吉川委員、監査報告をお願いします。

委員 : 令和7年度の歳入歳出決算について、去る5月29日に、たつの市役所において、関係諸帳簿を詳細に監査した結果、たつの市地域公共交通会議会計は適正かつ正確に処理されていることを認めます。

会長 : ありがとうございます。

「協議事項(1)」について、ご質問ございませんか。

一同 : 質問なし

会長 : ご質問がないようですので、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

一同 : 異議なし

会長 : 異議なしと認め、原案のとおり、決しました。

(2) 令和8年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について

会長 : 続きまして、協議事項の「(2) 令和8年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 : 令和8年度事業計画(案)についてご説明いたします。

資料の6頁をご覧ください。

主な事業として3点挙げております。

1つ目につきましては、市民乗り合いタクシーをはじめとした各公共交通機関を運行するとともに、交通需要や利用状況に応じて、きめ細かいダイヤ改正等を実施し、市民が移動しやすい交通ネットワークを構築していきます。

今年度は、市民乗り合いタクシーにおいて、5月18日から10月30日まで新宮区域における区域外運行実証実験、コミュニティバスにおいてはバスロケーションシステムの導入を実施します。

2つ目につきましては、本市の目指すべき公共交通網の方針を示した「第2次たつの市地域公共交通計画」の計画期間が今年度で満了となることから、次期計画であります「第3次たつの市地域公共交通計画」を策定します。策定のスケジュール等につきましては、後程、協議事項4で説明させていただきます。

3つ目につきましては、第2次たつの市地域公共交通計画に掲げる基本理念や計画目標の実現に向けて、計画の各施策を実施し、評価指標を基に計画の達成状況を確認するとともに評価・検証を行います。

主な計画内容につきましては、6頁から8頁にかけての一覧表に記載しているとおりです。続きまして、歳入歳出予算（案）についてご説明いたします。

資料の9頁をご覧ください。まず「収入」から申し上げます。

「負担金」は予算額1億974万8,000円、たつの市からの負担金です。

「補助金」は919万2,000円、市民乗り合いタクシーの運行費用に充てる地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金や第3次地域公共交通計画策定に充てる地域公共交通確保維持改善事業費補助金であります。

「繰越金」、「雑入」を含め、収入合計1億6,403万3,000円でございます。

次に「支出」についてですが、「会議費」64万7,000円、「事務費」743万8,000円、予約センター運営に係る電話料金、総合時刻表、今年度末策定する第3次たつの市地域高公共交通計画の製本等の印刷製本費であります。

「事業費」1億5,594万8,000円、市民乗り合いタクシー運行に係る運行委託料、運行車両修繕費、オペレーター賃金、運行システム、車両更新補助金、地域公共交通計画推進業務委託料、地域公共交通計画策定業務委託料、区域外実証実験事業費です。

支出合計1億6,403万3,000円でございます。

以上で説明を終わります。

会長 : ありがとうございます。

「協議事項(2)」について、ご質問ございませんか。

委員 : 説明いただいたバスロケーションシステムとは、どのように表示されるのでしょうか。

事務局 : バスロケーションシステムは、バス利用者が、自分が乗車したいバスがどの辺りを走っているか、また、バスが遅れている場合、何分遅れで運行しているかを表示できるシステムです。

委員 : はい、ありがとうございます。

会長 : 他にご質問はありませんか。

ご質問がないようですので、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

一同 : 異議なし

会長 : 異議なしと認め、原案のとおり、決しました。

(3) 令和8年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について

会長 : 続きまして、協議事項の「(3) 第2次たつの市地域公共交通計画の令和7年度実施状況の確認及び評価・検証について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 : 資料の10頁をご覧ください。

たつの市地域公共交通計画実施状況の確認及び評価・検証についてご説明します。

本計画の計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間となっており、昨年度が4年目でございます。本計画における令和7年度の事業の実施状況については、この10頁の表のとおりで、全19事業のうち、実施中が17件、検討中が2件となっています。

検討中の事業につきましては、引き続き、調査・検討を行っていきます。

資料の11頁をご覧ください。

本計画全体の数値目標についてですが、本計画の基本理念の実現に向け、「公共交通利用者数 1 日 7,026 人」の数値目標を掲げています。

また、3つの計画目標に対応した各施策についても、達成状況を定量的に把握するための評価指標を設定しています。

それぞれの数値目標は11頁下の表の右欄「目標値」にお示ししているとおりです。

資料の12頁をご覧ください。

11頁でお示した「数値目標」について、令和7年度における目標達成率を整理し、計画の達成状況を把握するとともに、評価・検証を行いました。

「公共交通利用者数」については、目標値、1日当たり7,026人を掲げていましたが、令和2年度と比較して、すべての公共交通機関が堅調に増加しており、公共交通全体では令和2年度比で118.1%となっているため、新型コロナウイルス感染症流行以前の利用者水準までの回復を達成したと言えます。

しかし、路線バス、播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスでは令和6年度と比較して利用者数が微減しております。このため、公共交通利用者増加に向けて、既存利用者層の利便性を確保するための交通体系の見直しに限らず、公共交通を必要とする方に対応した施策・事業の検討を進めていく必要があります。

資料の13頁をご覧ください。

施策の方向性別の数値目標の達成状況の評価・検証についてですが、まず計画目標1「誰もが移動しやすい交通ネットワークの構築」についての、数値目標10件の達成状況は下の表に示すとおりです。

「JR山陽本線・JR姫新線利用者数」及び「市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」収支率」の数値目標は、目標達成率が100%を超えていますが、それ以外の数値目標は未達成となっています。

特に「路線バス（市内）・コミュニティバス・圏域バスの合計行政支援額」は、交通計画策定時（令和2年度、51,903 千円/年）と比較して増加しています。これは、路線バスの利用者減少に伴う補助対象路線の増加やコミュニティバス竜野駅大浦線の運行に加え、物価高騰や人件費の高騰による運行経費の増加などが大きな要因となっています。

利用者数が継続的な増加傾向にある中で、利用者のニーズに応えるための行政支援を継続しつつ、更なる利用者増加に向けた取り組みの推進が求められています。

資料の14頁をご覧ください。

計画目標2「多様な交通と人が集まり快適でにぎわいある交通結節点に向けた機能向上」における数値目標の達成状況は資料にお示ししているとおりです。

「姫新線利用による通勤・通学者への駐車・駐輪料金の助成人数」「たつの市ホームページ交通関連ページの閲覧件数」では目標達成率が100%を超えていますが、「鉄道駅やバス停の待合環境の改善箇所数」は目標未達成となっており、毎年一定の目標達成を図ることができる施策・事業の実施体制を維持していきます。

資料の15頁をご覧ください。

計画目標3「みんなで育てる安全・安心な交通環境の創出」における数値目標の達成状況は資料にお示ししているとおりです。

「妊産婦タクシー助成券利用人数」は目標達成率が100%を達成しているものの、「モビリティ

ィ・マネジメント（MM）参加人数」「障害者福祉タクシー利用助成件数」は、交通計画策定時（令和２年度）と比較して低くなっています。

今後も要望や必要性に応じてモビリティ・マネジメントを実施し、市民の公共交通利用に対する意識醸成を図っていきます。

いずれにいたしましても、公共交通を維持・確保していくためにも、今後も引き続き、公共交通の必要性について市民全体へ周知するとともに、利用促進に取り組んでいきます。

以上で説明を終わります。

会長：ありがとうございました。

「協議事項（３）」について、ご質問ございませんか。

一同：質問なし

会長：ご質問がないようですので、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

一同：異議なし

会長：異議なしと認め、原案のとおり、決しました。

（４）第３次たつの市地域公共交通計画（案）の策定について

会長：続きまして、協議事項の「（４）第３次たつの市地域公共交通計画（案）の策定について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：資料の１６頁をご覧ください。

たつの市地域公共交通計画の策定についてご説明します。

今年度末に第２次たつの市地域公共交通計画の策定から５年が経過し、計画期間が完了となることから、５年間でまちづくりや交通体系の変化に対応した、第３次たつの市地域公共交通計画の策定が必要となっております。

新しい計画策定につきましては、現行の「地域公共交通計画」の評価、検証による交通の変化を踏まえ、次期「地域公共交通計画」を策定し、新たな数値目標、既存公共交通手段の維持・確保に向けた連携・利用促進や施策について掲載していくものです。

続きまして、１７頁をご覧ください。

計画策定に係るスケジュールですが、アンケート調査等を実施して、現況の課題等を抽出し、たつの市総合計画、都市計画マスタープラン等上位計画との整合性を図りながら、令和９年度からの令和１３年度までの５年間を見据えた本市公共交通の目指すべき方針等を検討し、策定していきます。

目指すべき方針の検討、素案の作成の際には、それぞれワーキング会議、地域公共交通会議にお諮りしながら、スケジュールを進めていき、今年度中に策定を行います。

以上で説明を終わります。

会長：ありがとうございました。

「協議事項（４）」について、ご質問ございませんか。

一同：質問なし

会長：ご質問がないようですので、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

一同：異議なし

会長：異議なしと認め、原案のとおり、決しました。

(5) 令和8年度地域公共交通確保維持事業補助金（車両減価償却補助）の計画変更について

会長 : 続きまして、協議事項の「(5) 令和8年度地域公共交通確保維持事業補助金（車両減価償却補助）の計画変更について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 : 令和8年度地域公共交通確保維持事業補助金（車両減価償却補助）の計画変更について説明します。資料は、18頁から20頁になります。

本計画は、鉄道駅や市町を跨いで運行されている路線バスの保持及び新規車両の購入に関する計画です。

主に国庫補助金の交付要綱を満たす幹線系統が対象となっており、たつの市では山崎と姫路市網干区を結ぶ「山崎～ダイセル線」、姫路市、太子町、たつの市を結ぶ「姫路～龍野線」、姫路市、たつの市、宍粟市を結ぶ「姫路～山崎線」、相生市、上郡町、佐用町、たつの市を結ぶ「相生～Spring8線」が位置づけられています。

昨年、申請しました令和8年度地域間幹線系統確保維持計画内の車両減価償却費補助に関して、神姫バス株式会社、ならびに株式会社ウイング神姫の減価償却方法の取扱いが変更されたことに伴い、車両減価償却費等国庫補助金の算定方法についても、則した形に見直す必要があるため、計画変更認定申請を行います。

減価償却費の算出方法については、「定率法」から「定額法」へ変更したことによるもの、変更後の計画額については減額になるため、新たな予算措置等は発生いたしません。

以上で説明を終わります。

会長 : ありがとうございます。

「協議事項 (5)」について、ご質問ございませんか。

一同 : 質問なし

会長 : ご質問がないようですので、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

一同 : 異議なし

会長 : 異議なしと認め、原案のとおり、決しました。

(6) 令和9年度地域間幹線系統確保維持計画（案）の策定について

会長 : 続きまして、協議事項の「(6) 令和9年度地域間幹線系統確保維持計画（案）の策定について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 : 令和9年度地域間幹線系統確保維持計画（案）の策定についてご説明いたします。

資料の21頁をご覧ください。

本計画は、先ほどご説明しました通り、「山崎～ダイセル線」、「姫路～龍野線」、「姫路～山崎線」、「相生～Spring8線」の4路線が位置づけられています。

計画については、毎年見直し、補助年度における目標・効果等を作成し、本会議の承認を得る必要があるため、21頁から26頁のとおり、令和9年度の計画案を作成しております。記載している内容については、現在運行されている各路線の運行概要や運行事業者と協議して策定した目標値を記載しているものとなります。

なお、今回の計画の対象期間は交通施策で使う年度区切りでありますので、本年10月から来年9月までとなっております。

本計画の提出により、国土交通省の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」及び「車両減価償却費等国庫補助金」の交付を受けることができます。

なお、「車両減価償却費等国庫補助金」については、先ほどご説明しました通り、令和8年度申請分より減価償却費の算出方法については、「定率法」から「定額法」へ変更となっております。

27頁は補助要綱規定事項一覧、28頁は地域公共交通確保維持事業により確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者、29頁は計画及び申請に必要な添付地図、30頁から34頁までは、対象系統の概要及び国庫補助金の算定に要する数値等を記載しております。

35頁は生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項を記載しております。

37頁から39頁は事業者別の車両購入にかかる費用を記載しております。

なお、本計画を申請した後、審査過程等で修正が発生した場合は、事務局に一任していただきますことも併せてご承認いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

会長 : ありがとうございます。

「協議事項 (6)」について、ご質問ございませんか。

一同 : 質問なし

会長 : ご質問がないようですので、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

一同 : 異議なし

会長 : 異議なしと認め、原案のとおり、決しました。

(7) 令和9年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の策定について

会長 : 続きまして、協議事項の「(7) 令和9年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の策定について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 : 令和9年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の策定についてご説明いたします。

資料の40頁をご覧ください。

本計画は、鉄道駅や市町を跨いで運行されている路線バスを補完する役割があり、かつ駅・主要バス停に接続する枝線、いわゆるフィーダー線について、生活に密着した系統ということで、これを保持していこうとするための計画です。

このフィーダーには、たつの市では市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」が位置づけられています。

この計画については、毎年見直し、当該年度から向こう3年間の目標・効果等を数値化して作成し、本会議の承認を得る必要があるため、40頁から46頁のとおり、令和9年度の計画案を作成しております。記載している内容については、現在運行している「市民乗り合いタクシーあかねちゃん」の運行概要や交通計画で策定した目標値を記載しているものとなります。

なお、今回の計画の対象期間は交通施策で使う年度区切りでありますので、本年10月から来年9月までとなっております。

本計画の提出により、国土交通省の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を受けることができます。

補助額は運行経費から、収益を差し引いた欠損額のうち、市町ごとの上限額の範囲内で交付され、補助率は1/2となり、金額については、9頁の令和8年度予算書でお示しいたしまし

た725万4,000円の補助を受ける予定でございます。

47頁は補助要綱において、第2次たつの市地域公共交通計画への記載が求められる事項の記載箇所を示したものとなります。

48頁は、補助申請に必要な、令和8年度から3ヵ年の運行系統の概要及び運行予定者、目標を達成するための計画運行日数、計画運行回数を記載しております。

49頁は地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要、50頁から52頁は計画及び申請に必要な添付地図です。

なお、本計画を申請した後、審査過程等で修正が発生した場合は、事務局に一任していただきますことも併せてご承認いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

会長 : ありがとうございます。

「協議事項(7)」について、ご質問ございませんか。

委員 : 資料の48頁の計画運行日数や回数等は、現時点での計画となりますが、この数値は過年度の実績等を基に目標として定めているということでしょうか。

事務局 : そのとおりです。

委員 : わかりました。

会長 : 他に、ご質問ございませんか。

一同 : 質問なし

会長 : ご質問がないようですので、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

一同 : 異議なし

会長 : 異議なしと認め、原案のとおり、決しました。

(8) 路線バス「山崎～新宮駅」線、「龍野～山崎」線、「新宮駅～Spring-8」線における路線再編について

会長 : 続きまして、協議事項の「(8) 路線バス「山崎～新宮駅」線、「龍野～山崎」線、「新宮駅～Spring-8」線における路線再編について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 : 資料の53頁をご覧ください。

路線バス「龍野～山崎」線、「新宮駅～山崎」線、「新宮駅～Spring-8」線については、県単独補助の準幹線系統に該当し、路線の維持確保のため、兵庫県と沿線市町が補助事業によって運行を支援しています。

補助要件については、資料にお示しのとおりですが、この3路線において、令和8年度の計画見込みでは、補助要件を満たさず補助対象外となる見込みです。

県単独補助の要件落ちとなる路線については、路線再編に取り組むことを要件に最長3年間支援を継続する特例があり、資料下部にお示ししているすべてに該当する系統の運行に適用されます。

つきましては、令和8年度以降も県単独補助事業を継続して支援するため、今後協議を開始し、路線再編等の計画を策定していきます。

以上で説明を終わります。

会長 : ありがとうございます。

「協議事項(8)」について、ご質問ございませんか。

- 委員 : 補助要件にある「平均乗車密度」や「輸送量」が基準を満たさないという状況だと思いますが、これは令和8年度から始めて下回ることであり、令和7年度までは満たしていて、今回初めて対象になるということでしょうか。
- 事務局 : 今回が初めての対象となります。
- 委員 : 今回基準を下回ったことは、何か要因があるのでしょうか。
- 委員 : 基本的には、当該路線の利用者数の減少が大きな要因となります。
龍野北高校の生徒の利用は多いですが、その他利用者が減少した影響が大きいです。
- 委員 : こういった公共交通の維持・確保は、補助もちろん大切ですが、バスに限らず鉄道等も利用してもらうことが大事なのかなと感じています。
今回、初めて下回るということは、とても重要な話で、今後利用者が少なくなるとバス路線の維持が難しくなるといった、危機意識の発信のようなものは行われているのでしょうか。
- 事務局 : ご指摘ありがとうございます。
この路線については、高校生以外にも、たつの市から山崎（宍粟市）に向かう路線ということで、令和10年に新たに宍粟病院も開業するなど社会情勢も変化しています。委員のおっしゃったとおり、行政は路線を守る・維持することが必要だと思っています。
さらに、SPRING-8についても、社会情勢を踏まえて、ルート変更等も含めて検討していきたいと考えています。
- 委員 : ありがとうございます。
- 委員 : 補助要綱について、私の子どもも山崎高校に通学していますが、この路線は人数が少なくなれば、最終的には路線自体廃止になる可能性は高いですか。
- 事務局 : おっしゃるとおりです。
第一に、住民の方等に乗っていただく必要があります。
一方的に、行政側から路線の変更ができるわけではないため、ルートや便数の変更も含め、この地域公共交通会議の場で諮っていただき、維持するか、廃止するかを含めて協議することになります。
- 委員 : 私は、交通手段があるので高校に通えると思っています。
実際にバスがなくなると、山崎高校までの数十キロは、家族の送迎がないと行くことができなくなります。
それらは、たつの市として確保してもらえるものなのか、もし交通手段がなくなってしまうと、各家庭で進路をどうするか考える必要も出てくると思いますので、公共交通の確保維持は検討してもらいたいと思います。
- 事務局 : 十分に検討させていただきます。
また、「龍野～山崎」や「新宮駅～山崎」は、宍粟市とを結ぶ路線となりますので、宍粟市とも十分協議を行い、検討させていただきたいと思っています。
- 委員 : 現在、神姫バスで、山崎高校行きの専用バスが県道を運行していますが、私が聞いた話では、高校を選択する際に学費や通学補助等を考えている家庭もあり、中には龍野北高校へ自転車で行って欲しいと考える家庭もあるようだと言いました。
このため、時刻表を各家庭に配布するより、「広報たつの」に、コミバスの運行状況等の記事を載せる方がいいのではないかと思います。
先程の話にもあったように、令和10年には宍粟病院が開院すること、また、とくなが病院

が工事（移転）を行ったりしていますので、将来の市や事業者の動きを見ながら、運行情報等を住民に向けて細かく発表していただいたら、住民としては助かると思っていますので、よろしくお願いいたします。

また、新宮駅もロータリーがありますが、雨宿りできるスペースが非常に小さいため、もう少しバスの停留所に雨宿りや日よけのエリアを広げてもらえればと思います。

他の地域などを参考に取組んでいただきたいと思います。

あと、神姫バスについて、新宮の香島地区では、神姫バスの停留所は標柱があるだけで、片側が土手で歩道もなく、なかなかバスを待てられない状況となっています。

今からでも改善する方法はないのでしょうか。

行政側というと、今後の道路網のあり方を含めて、待合環境の向上等を市のほうでも取り組んでいただければ、高齢化社会にも適合するのではないかと思います。

事務局：はい、3点ご意見いただけたと思います。

まず1点目の利用状況の公表について、ご意見のとおりコミバスや市民乗り合いタクシーを含めて、年間利用者数等の情報を発信していくことは、市民にとっても大切かと思います。現在はたつの市のホームページで公表・PRをしていますが、広報などホームページ以外の媒体についても、今後検討していきたいと思っています。

2つ目、JR 播磨新宮駅のバス待合環境については、関係部局へ意見を報告させていただきます。

3つ目のバス停について、ウイング神姫様から何かありますか。

委員：「龍野～山崎」「新宮駅～山崎」ともに、どちらも川の横を運行する路線であり、河川に関しては、バス停の設置がかなり難しいということが今までありました。運行事業者としても、ある程度バスの待合環境をよくしようと働きかけてはいるものの、そのような過酷な環境であるが故に対応ができていないということがあります。

委員：バス等の公共交通の維持のためには利用してもらうことが必要で、現在、利用者が減っていることを伝えることが非常に大事だと思っています。まさに、モビリティ・マネジメントの中で、利用状況等を地域住民に知っていただく場になると思います。

そのモビリティ・マネジメントについて、資料の15頁では、令和8年の時点で1年間に1,200人を目標とされています。令和2年度は989人に実施されていますが、令和7年度では12人となっており、この数字の低下の要因を教えてくださいませんか。

事務局：非常に重要な指摘だと思います。

令和2年度は、市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」を運行開始し、まだまだ浸透していなかった頃でしたので、我々も積極的にMMや出前講座等を実施し、市民の方へ周知していました。

ある程度あかねちゃんが浸透してきたことありますが、今後も、利用者数等の同行も含めて、MMや出前講座等もしっかり取り組んでいきたいと思っています。

委員：全体では利用者数が増えているのはすごいなと思います。

事務局：ありがとうございます。

会長：他に、ご質問ございませんか。

一同：質問なし

会長：ご質問がないようですので、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

一同 : 異議なし
会長 : 異議なしと認め、原案のとおり、決しました。

(9) 佐用町運営有償運送『三日月～播磨科学公園都市線』の更新登録に係る審議依頼について

会長 : 続きまして、協議事項の「(8) 佐用町運営有償運送『三日月～播磨科学公園都市線』の更新登録に係る審議依頼について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 : 本日追加で配付させていただいております、協議事項9の資料をご覧ください。
こちらについては、佐用町が平成24年から運行しているコミュニティバスが、播磨科学公園都市内のたつの市域を運行していることから、佐用町が国に対し、運行の延長申請するにあたり、たつの市地域公共交通会議の承認が必要となるため、協議依頼があったものでございます。

こちらの運行内容は、これまでと変更はなく、JR三日月駅から県立大学付属高校までの間を、土日祝日を除く1日6便で運行されており、運行に伴う本市の負担はないものとなっております。

以上で説明を終わります。

会長 : ありがとうございます。

「協議事項(9)」について、ご質問ございませんか。

委員 : 資料に運賃について書かれていますが、これは佐用町ではこの運賃で運行するということなのでしょうか。

事務局 : そのとおりで、佐用町で実施しているものになります。

委員 : たつの市のコミュニティバスでは、定期はないのでしょうか。

事務局 : 現時点では、本市のコミュニティバスは1回100円となっておりますので、定期ということになると運賃収入にも響いてきます。

コミュニティバスの運行開始以来、運賃は、ずっと1回100円のままとなっています。消費税の増税や物価高等社会情勢が変化する中で、今後も運行を維持するために料金の見直しも必要になると考えています。その際、もちろん新たに定期等の検討が必要になってくるものと考えております。

会長 : 他に、ご質問ございませんか。

一同 : 質問なし

会長 : ご質問がないようですので、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

一同 : 異議なし

会長 : 異議なしと認め、原案のとおり、決しました。

以上で本日の協議事項はすべて終了しました。

この際、委員の皆様からご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

一同 : 意見なし

会長 : ないようですので、協議を終了し、ここで議事進行を事務局にお返しします。

(10) 市民乗り合いタクシーの区域外運行実証実験について

事務局 : 高原会長、円滑な議事進行ありがとうございました。

また、委員のみなさまにおかれましても、慎重にご審議をいただきありがとうございました。

それでは、次第の5「報告事項」に移ります。報告事項の「(1) 市民乗り合いタクシーの区域外運行実証実験について」事務局よりご説明致します。

事務局 : 資料はこちら、右上に「報告事項1」と記載のものになります。

それでは説明させていただきます。

3月の交通会議で協議しました市民乗り合いタクシーの区域外運行実証実験について、5月18日より開始しております。

概要等については、資料の1頁のとおりです。

利用状況については、資料の2頁以降でまとめておりますが、2頁では八重垣病院閉院前後の利用状況、3頁では通院状況の変化、4頁では龍野東区域への区域外運行の利用状況を5月末時点でまとめております。

あかねちゃんを利用して八重垣病院に通院していた10人のうち、2人は新宮区域内の病院へ通院先を変更しており、残りの8人は、通院をやめたかあかねちゃん以外の交通手段で通院していると考えられます。

このため、あかねちゃんを利用して八重垣病院に通院していた人は、区域外運行を利用して龍野東区域へ通院していないことがうかがえます。

4頁でお示ししているとおり、龍野東区域への区域外運行を利用している人は、延べ人数で21人、「公共施設」が8人、「病院」が5人、「スーパー」が4人、「路線バス停留所」が2人など、公共施設への移動が多くなっています。

なお、現時点において、実証実験の期間が1か月に満たない中での結果ですので、今後の利用状況について引き続き整理し、利用ニーズの把握を行っていく必要があります。

以上で、説明を終わります。

事務局 : ただ今の説明について、ご質問ございませんか。

一同 : 質問なし

(11) 相生～西後明～Spring-8線の地域公共交通確保維持事業活用系統に係る申入れについて

事務局 : 続いて、報告事項の「(2) 相生～西後明～Spring-8線の地域公共交通確保維持事業活用系統に係る申入れについて」事務局よりご説明致します。

事務局 : 本日追加で配付させていただいております、報告事項2の資料をご覧ください。

当該系統につきましては地域全体の交通ネットワークの中で重要な路線であると佐用町としても認識されており、特にSpring-8や理化学研究所など学術研究機関への交通確保という意味でも意義深いものと考えられております。

地域公共交通確保事業において複数の市町にまたがる路線で、補助を受けようとする場合それぞれの市町の公共交通計画に位置付ける必要がありますが、位置付ける必要がない合理的な理由がある場合に限りその他の市町の計画にその理由を示すことで補助が受けられることとされています。

当該路線の佐用町内における区間は理化学研究所内の私有地のみで、その距離も400mと非常に短いものとなっております。

又、該当区間の周辺には佐用町民の住居がなく、現状では町民による日常的な利用はほとんど見られていない状況です。

このような理由から佐用町としては、昨年度に引き続き、当該路線を佐用町の公共交通計画に位置付けていない旨の申し入れがありましたのでご報告申し上げます。

皆様におきましても、佐用町の状況と判断について理解頂きますようよろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

事務局 : ただ今の説明について、ご質問ございませんか。

一同 : 質問なし

事務局 : ご質問がないようでしたら、報告事項を終了させていただきます。

(12) 閉会

事務局 : 委員の皆さまにおかれましても、慎重にご審議をいただきありがとうございました。これで本日予定しております内容をすべて終了いたしました。それでは閉会にあたりまして、井上副会長からご挨拶をお願いいたします。

副会長 : 本日は、大変お忙しい中、地域公共交通会議にご出席いただき、事業計画等につきまして、慎重にご協議いただきまして、ありがとうございました。

これからも本会議において、たつの市の公共交通がより利用しやすいものとなり、市民が安全・安心・快適にお出かけすることができる交通ネットワークの実現に向けて、皆さまの御協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

事務局 : 本日は、誠にありがとうございました。どうぞ、お気をつけてお帰りください。